

倫理に関する規程（行動基準）

公益社団法人日本フィランソロピー協会

倫理に関する規程（行動基準）

公益社団法人日本フィランソロピー協会は(以下、この法人という)、その設立の趣意に基づき、公益法人の健全なる育成発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、一貫した事業活動が続けている。特に、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の自発的に行う公益活動の実施が、公益の増進にさらに重要となっていることに鑑み、公益法人はもとより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的として、公益活動を担う団体の自律的で、創造的な活動を一層推進し、支援していかねばならない。

このような認識の下、この法人は、厳正な倫理に則り、基本的人権を尊重し、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規定（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき、重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規定（行動基準）その他の規程・内規を厳格に順守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者、会員、助成金拠出者をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない

(個人の権利の尊重)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(ハラスメントの防止)

- 第9条 この法人は、すべての役職員、会員、ボランティア、事業関係者その他この法人の活動に関わる者の人格及び尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメントその他一切のハラスメントを防止する。
- 2 役職員は、職務上の地位、権限、関係性その他の優越的な立場を背景として、相手方に精神的・身体的苦痛を与え、又は就業環境・活動環境を害する言動を行ってはならない。
 - 3 この法人は、ハラスメントに関する相談又は通報があった場合には、コンプライアンス規程に基づき、事実関係を確認し、被害者への配慮、行為者への必要な措置及び再発防止策を講じる。
 - 4 この法人は、相談者、通報者及び調査協力者に対し、相談、通報又は調査協力を理由として不利益な取扱いを行わない。
 - 5 この法人は、ハラスメントの防止のため、必要な啓発及び研修を行う。

(研鑽)

第10条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実行あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

追 補

公益法人としてのガバナンスが重要性を増していることに鑑み、この法人の運営方法やリスク管理について、下記の条項の追補を行う。

(機関の権限と運営)

追補第1条 この法人は、理事会ならびに監事それぞれの機関において法令上の権限や意義について明確に意識し、それぞれの機関において内容のある議論にもとづいてその運営を行う。

(業務執行)

追補第2条 この法人は、その業務執行にあたっては、理事会の決定、監督に基づき代表理事、執行理事が行うとともに、その権限を明確化した他の理事や職員と連帯して行う。

(理事会の運営)

追補第3条 この法人の理事会は、選定された代表理事、業務執行理事のリーダーシップのもと、この法人の保有する専門性や資産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

(リスク管理及び個人情報の保護)

追補第4条 この法人は、この法人を取り巻くリスクの範囲が広がり、多様化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

附則

1. この規程は、令和2年3月23日理事会承認日から施行する。
2. この規程は、令和8年6月22日に改定。